

別記様式1

年度モニタリング(令和3年度)

施設名称	北志津児童センター 北志津児童センター学童保育所外7学童保育所
施設概要	【児童センター】 所在地:〒285-0855 千葉県佐倉市井野794-1 施設構造:鉄骨鉄筋コンクリート造、地上2階建 敷地面積:20,236㎡ 延床面積:2,577㎡(センター部分609㎡) 建築年月:昭和62年12月 施設内容:1階:事務室、児童室、図書室、遊戯室 附帯設備:駐車場(102台収容)
施設の設置目的	児童センターは、児童福祉法に規定された児童厚生施設であり、地域の児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置された施設である。 学童保育所は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、授業の終了した放課後及び長期休業その他学校休業日、土曜日等において、家庭に代わる生活の場を提供し、適切な遊びや指導を通して、児童の健全育成を図るとともに、子育てと仕事の両立を支援することを目的とする。
指定管理者	ワイエム総合サービス株式会社
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日
委託料	439,458,000円(令和3年度支払額 93,836,795円)
市所管課	佐倉市こども支援部こども保育課
第三者	

①業務点検

評価	説明
S（優良）	適格に実施され、特に優れた成果が認められる。
A（適格）	適格に実施されている。
B（概ね適格）	適格に実施されているが、改善の余地がある。
C（要改善）	適格に実施されておらず、ただちに改善する必要がある。
-（該当なし）	該当する事例がない。または、評価することができない。

※記載箇所欄について、業務基準書が2種類あるため、学童保育所の基準書の記載箇所を記載することとし、ページ数が異なる場合には児童センターの記載箇所を追記の上で(児)を記載する。

I 業務に関する基準			
1 基本事項			
開所（館）時間	開所（館）時間が厳守され、速やかに業務が開始されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-1-(3)
管理範囲	管理範囲が厳守され、利用者を妨げることはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	管理範囲区分を確認し、適切に管理しております。
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-1-(2), ※児童センターのみⅡ-1-(5)も含む
利用制限	正当な理由なく利用者の利用を制限していないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	新型コロナウイルス感染予防のため、児童センター遊戯室の入室制限をかけたの運営を継続しております。
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-1-(4)

適正利用	利用・減免等の手続は規定に則って行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-3-(2) Ⅱ-1-(6)(児)
利用料金	利用料金の減免の基準、範囲・件数は適正か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-3-(2) Ⅱ-1-(6)(児)
法令遵守	関連規程を理解し、法令遵守が確保されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-1-(7) Ⅱ-1-(5)(児)
2 維持管理業務に関する基準			
清掃	屋内・屋外ともに美観が維持されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2-(1),(2),(4)
清掃	清掃は利用者の妨げにならない時間帯に行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	児童センター、学童は開館前、閉館後に行っております。
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2-(1)

清掃	定期清掃は規定の回数・基準を達成しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	児童センターはコミセン管理ですが、学童、遊戯室、図書室と毎日清掃、感染症予防を行っております。
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2-(1)+別紙1
廃棄物処理	適正な方法(分別等)と頻度により廃棄されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	できるだけ廃棄をなくすようにゴミを分別し、児童センターで学童の物も確認しております。
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2-(2)
廃棄物処理	廃棄物の減量に務めているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	できるだけ廃棄をなくすようにゴミを分別し、児童センターで学童の物も確認しております。
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2-(9)
環境衛生	必要な検査等は規定の回数・基準を達成しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2-(9)+別紙1
環境衛生	快適に利用できる環境となっているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2-(1)~(11)

公共料金支払	公共料金は滞りなく支払われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2-(3)
景観維持	屋外の景観が維持されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	児童センターの中庭や外観は適宜伐採等を行っております。
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2-(4)
備品管理	備品管理台帳が整備され、適切に記録されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2-(5), (6)
備品管理	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2-(5), (6)
修繕	適切に修繕を行うとともに、市への報告を行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	点検で出た不具合は適宜報告を行い、修繕しております。
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2-(6)

修繕	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	点検で出た不具合は適宜報告を行い、修繕しております。
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2-(6)
修繕	消耗品の補充・管理は適正に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	消耗品に関しては児童センターで管理し、適宜補充を行っております。
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2-(6)
警備	入退者管理、施錠管理、巡視等は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2-(7) Ⅱ-2-(8)(児)
警備	夜間・休所日警備に支障はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2-(7) Ⅱ-2-(8)(児)
保守点検	法定点検その他定期点検を遅延なく確実に実施しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2-(9)

保守 点検	点検によって発見された不具合の報告を適切に行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	点検で出た不具合は適宜報告を行い、修繕しております。
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2-(9)
安全 点検	施設内・施設外に危険箇所はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	毎月安全点検を各施設行っております。特にございません。
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2-(9)
安全 点検	避難経路や消防設備の付近に障害物はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	毎月安全点検を各施設行っております。
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2-(9)
駐 車 場	設備の損傷や危険物、違法駐車はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2-(10)
駐 車 場	事故・盗難等の発生について市への報告を怠っていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2-(10)

3 施設運營業務に関する基準			
利用 手続	使用許可や利用料金徴収の手続きは適正に行われ、迅速かつ円滑か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-3-(1)(2) Ⅱ-3-(1)(児)
利用 料 金 徴 収	出納簿等は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-3-(1), ※学童保育所のみ Ⅱ-3-(2)も含む
利用 料 金 徴 収	現金は必要最小限とし、盗難・紛失等のないよう管理されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	2022年9月より口座引き落としとし、できるだけ現金の取扱いがないようにしていきます。
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-3-(1), ※学童保育所のみ Ⅱ-3-(2)も含む
利用 料 金 徴 収	利用料金の額、支払方法、減免基準等について、周知は十分か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	2022年9月より口座引き落としとし、できるだけ現金の取扱いがないようにするため、保護者にも通知および口頭で周知を行い、減免に関しても入所面談で、対象外の方にも必ず確認を行っております。
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-3-(2) ※学童保育所のみ
物 品 販 売 等 許 可	物品販売、寄付の募集、広告物の掲示・配布等の許可が適切に行われ、利用者の妨げとなっていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	物品販売、寄付の募集は行っておらず、広告関係、配布に関しても1つ1つ確認して配布可能かどうか確認しております。
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-3-(8) ※北志津児童センターのみ

記録業務	日報や各種記録(文書・画像・音声・映像等)を行い、整理しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	毎日記載し、1週間に一度は確認、整理をし、定置管理、保管しております。
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-3-(6) Ⅱ-3-(9)(児)
広報活動	利用者への掲示物・案内等はわかりやすく用意されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	マチコミを活用しながらも重要な物は配布、掲示を行っております。
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-3-(7) Ⅱ-3-(10)(児)
広報活動	各種広報活動により利用者への周知が図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	毎月ブログにて最低2回更新、発信しており、掲示に関しても必要に応じて更新しております。
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-3-(7) Ⅱ-3-(10)(児)
広報活動	パンフレット・チラシ等の在庫切れはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-3-(7) Ⅱ-3-(10)(児)
広報活動	Webサイトは利用しやすく、適宜更新されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	毎月最低2回は更新しております。
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-3-(7) Ⅱ-3-(10)(児)

意見等受付	意見・要望・苦情等の受付手段及び機会は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-3-(8) Ⅱ-3-(11)(児)
意見等受付	受け付けた意見・要望・苦情等を記録し、改善に努めているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-3-(8) Ⅱ-3-(11)(児)
相談業務	相談内容及び個人情報の保護は徹底されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-3-(8) Ⅱ-3-(11)(児)
相談業務	相談事業の利用方法について周知は十分か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-3-(8) Ⅱ-3-(11)(児)
企画事業	事前に計画書を文書で市に提出し、承諾を得た上で実施し、実施後適切に報告を行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-3-(3),(4) Ⅱ-3-(2)(児)

企画事業	企画事業の内容、実施回数、参加費の額は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-3-(3),(4) Ⅱ-3-(2)(児)
留意事項	拾得物台帳を作成し、拾得物を所轄の警察署に届けているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-3-(9) Ⅱ-3-(12)(児)
留意事項	管理運営の実施等に関する市の調査に協力しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-3-(9) Ⅱ-3-(12)(児)
4 経理事項に関する基準			
区分会計	区分会計により独立した帳簿及び預金口座で管理しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-4-(2)
帳簿管理	帳簿書類等は適切に保存されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-4-(3)

5 独自事業に関する基準			
事業計画	独自事業の実施にあたり、事前に計画書を提出しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-5
6 目的外業務に関する基準			
行政財産使用許可	目的外業務(公衆電話設置等)の実施にあたり、行政財産使用許可申請を行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-6
行政財産使用許可	目的外業務の実施による利用者への妨げはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-6
Ⅱ 運営体制・組織に関する基準			
1 基本事項			
労務責任	業務従事者の労務に関し法令が遵守され、責任ある体制となっているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-1-(1)

労務責任	業務従事者から労務に関する苦情等はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-1-(1)
労務責任	労働時間の管理は適切になされているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-1-(1)
資格・免許	必要資格及び免許等が取得されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-2-(1) Ⅲ-1-(2)(児)
許認可等	必要な許認可及び届出等が行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-1-(2) Ⅲ-1-(3)(児)
2 実施体制に関する基準			
人員配置	業務主任担当者及びスタッフの人員配置は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-2-(2) Ⅲ-2-(1),(2)(児)

研修等	必要な訓練・教育・研修等が計画的に実施されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-2-(3)
連絡体制	指定管理者の団体本部との連絡体制は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-2-(4)
接遇	職員(スタッフ)は名札及び清潔な服装を着用しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-2-(6)
接遇	職員(スタッフ)のあいさつが徹底され、親切・丁寧な対応がなされているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-2-(6)
3 一部業務委託(再委託)に関する基準			
委託範囲	再委託の範囲及び委託先の選定は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-3-(1)

報告	再委託の計画及び契約書等について市へ提出しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-3-(2)
履行確認	再委託業務の履行確認は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-3-(3)
4 運営協力体制に関する基準			
協力体制	関係機関、団体、住民等と十分な連携が図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-4
5 安全管理・危機管理に関する基準			
平常時	保守点検、巡視等は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-5-(1)
体制整備	危機管理計画及び危機管理マニュアル等は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-5-(2)

体制整備	非常時の連絡体制は確立されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-5-(2)
事故災害対応	事故・災害等発生時は市へ直ちに報告され、適切に対処したか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-5-(2)
損害賠償	第三者への損害賠償は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-5-(4)
保険加入	必要な保険に加入し、その範囲は適正か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-5-(5)
6 個人情報保護・情報公開・情報管理に関する基準			
守秘義務	業務上知り得た秘密を他人に漏らしていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-6-(1)

個人情報保護	個人情報保護条例に基づき、適切に処理されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-6-(2)
情報公開	情報公開条例に基づき、適切に処理されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-6-(3)
情報公開	総合的かつ積極的な情報公開の推進が図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-6-(3)
情報管理	情報管理計画及び情報管理マニュアル等は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-6-(4)
情報管理	情報セキュリティ(コンピュータウイルス対策等)は万全か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-6-(4)

7 事業計画及び事業報告に関する基準			
資料提出	事業計画及び事業報告は規定どおりに提出されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-7-(1),(2)
資料提出	事業計画及び事業報告の内容に虚偽及び重大な誤りはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-7-(1),(2)
8 連絡調整に関する基準			
連絡会議	市との連絡会議を適宜行い、十分な調整は図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-7-(1),(2)

意見記述欄

指定管理者	<p>業務基準書に沿って運営をしております。</p> <p>児童センターにおいては、子ども達のための児童館として親しみを持っていただく為に入口付近には遊戯室内のすくすく広場・ちびっこ広場の活動で制作した物を織り交ぜた壁面や各学童の在籍児童が制作した壁面で月替わりの装飾を行い、子どもたちの活動がより伝わるようにしております。</p> <p>学童保育所において児童の日々の様子を注視している中で、子どもの様子や変化などについては、随時連絡を取り合い、小学校のクラス担任と相談し、小学校と共同指導ができるように連携を強化しております。各小学校の校長・教頭との共通事項を確認する時間を設け、その話合いの結果として共有・連携事項を作成し、緊急時にも各小学校と連携して早急な対応ができるようにしております。また児童の安全を図れるように登所してくる時間や登所予定を確認し、抜けがないように対応しております。</p> <p>今年度についてはコロナウイルス感染症拡大の影響の為、利用者の方に遊びの提供が出来なかったり、制限がある中での利用となってしまっておりますが、まずは安全に安心して北志津児童センターを利用していただけるようにすることを目的とし、消毒作業や換気の徹底を行いながらも、利用者の方々が利用しやすいように利用制限はある中ではございますが、利用方法を玄関やWebで公開し、利用しやすい環境を整えました。その結果、利用者の方からは「安心して利用できる」との声をいただいております。その結果毎日利用制限いっぱいの方々にご利用いただき、制限解除できた際にも、安心・安全を第一に子ども達の笑顔が多く見られる施設を目指してまいります。</p>
佐倉市	<p>業務基準書に沿った適切な運営がされていると思います。</p> <p>HP等を活用した情報発信も積極的に行われており、利用者が最新の情報を受け取ることが可能となっていることも施設の安心利用に繋がっていると思われれます。</p>

②利用状況等分析

	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
延べ利用者数(人) 児童センター	41,175	40,000	57,166	138.8%	142.9%
実利用者数(人) 学童保育所	37,367	25,000	44,322	118.6%	177.3%
登録児童数/月 (北志津学童)	63	60	63	100.2%	105.2%
(井野学童)	50	50	52	104.2%	104.2%
(小竹学童)	58	55	60	102.6%	108.2%
(志津学童)	27	20	28	103.0%	139.0%
(青菅学童)	24	30	25	105.0%	84.0%
(第二青菅学童)	25	35	32	128.0%	91.4%
(第三青菅学童)	26	35	31	119.2%	88.6%
(第二井野学童)	11	20	17	152.7%	84.0%
利用料金収入(円)	19,755,800	24,595,000	23,974,800	121.4%	97.5%
減免件数(件)	548	600	524	95.6%	87.3%

意見記述欄

指定管理者	<p>北志津児童センターに関しては、コロナ禍で制限を掛けた形での運営になっており、利用人数としては少ないですが、利用者の声にお答えしながら対応しております。北志津児童センターとしては利用者に寄り添い、ベテラン社員を置くことにより、他施設では出来ない保護者とのコミュニケーションを感染対策をした上で多くとり、少しずつでも利用者が利用したくなる、保護者に寄り添える児童センターを目指してまいります。</p> <p>保護者の就労の為、学童保育所では人数も多くなってきております。それぞれの学童で共有し、情報交換を密にすることで安心して預けられる場所を提供しております。またその中でも各施設の指導員の特徴を生かし、きめ細かな保育ができるように今後も指導員の質向上研修等を行い、保育の質の向上を目指してまいります。</p>
佐倉市	<p>児童センター、学童保育所共に、コロナ禍による制限が続きながらも感染対策を取りながら、計画を上回る利用人数となっております。</p> <p>多くの学童保育所を抱えていることから、ニーズも地域性も異なることがあると思います。保護者とのコミュニケーションを通してニーズを汲み取り、それに沿ったきめ細やかな対応、保育が行われていると思います。</p>

③経営分析(児童センター)

	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
収入(円)	28,363,948	28,607,944	28,375,783	100.0%	99.2%
支出(円)	42,530,345	27,895,600	35,305,924	83.0%	126.6%
収支(円) 〈収入-支出〉	-14,166,397	712,344	-6,930,141	48.9%	-972.9%
利用料金比率(%) 〈利用料金収入/収入〉	—	—	—	—	—
人件費比率(%) 〈人件費/支出〉	89.5%	74.4%	84.1%	—	—
再委託費比率(%) 〈再委託費合計/支出〉	—	—	—	—	—
利用者当たり管理コスト(円) (支出/延べ利用者数)	1,032.9	701.8	617.6	59.8%	88.0%
利用者当たり市負担コスト (円) (委託料/延べ利用者数)	688.8	709.0	496.2	72.0%	70.0%

意見記述欄

指定管理者	<p>児童センターの運営としては引き続き制限を掛けながらではございますが、感染症予防に配慮し消毒を行いながら運営を行いました。保育の質は保ちつつ、可能な限り人件費の削減に努め、経営面での改善を行うことができました。利用されている方々が不安にならないよう、児童館での児童や幼児親子対応の質を高め、事故怪我等ないよう安全にも十分留意した配置にしております。また、経験年数の多い、利用者からも信頼されている職員を配置することにより、コロナ禍の中で子育てをする保護者への不安の払拭や相談対応等も行うことが出来ております。</p> <p>また、コロナウイルス感染症拡大防止の為の措置を徹底しながらの開館という面においては、仕方のないことだと感じております。今後はコロナウイルス感染症拡大の影響を考慮しつつも利用者の方々が少しでも安心して利用できる施設を目指します。</p>
佐倉市	<p>長引くコロナ禍の影響での運営において、通常時に発生しない事務や対策に必要な経費の発生により、コストが増加してしまうことは致し方ないことではあります。今後も継続的な運営に向け、効率化できる点・改善点等については、検討していただき、少しでも収支が改善できるよう努力していただければと思います。</p>

③経営分析(学童保育所)

	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
収入(円)	83,197,964	89,502,851	87,488,797	105.2%	97.7%
支出(円)	61,564,298	89,146,300	69,171,585	112.4%	77.6%
収支(円) 〈収入-支出〉	21,633,666	356,551	18,317,212	84.7%	5137.3%
利用料金比率(%) 〈利用料金収入/収入〉	22.8%	27.4%	27.4%	-	-
人件費比率(%) 〈人件費/支出〉	85.5%	76.6%	79.5%	-	-
再委託費比率(%) 〈再委託費合計/支出〉	-	-	-	-	-
利用者当たり管理コスト(円) (支出/延べ利用者数)	1,647.5	3,567.9	1,560.6	94.7%	43.7%
利用者当たり市負担コスト (円) (委託料/延べ利用者数)	1,685.9	2,589.9	1,405.5	83.4%	54.3%

意見記述欄

指定管理者	<p>放課後児童支援員の研修や情報共有会議を行い、各学童にばらつきが出ないように保育の質は保ちつつ、可能な限り人件費の削減に努め、経営面での改善を行うことができました。</p> <p>コスト面については第二、第三青菅、第二井野学童の増加により、水道光熱費が上がっておりますが、消耗品としてはコピー用紙を削減できるように会議中はデータ共有を行い、紙の使用をできるだけ削減できるようにしております。コロナウイルス感染症予防の為の措置を徹底しながらも安心して預けられる学童の運営を行うことは学童保育所の使命だと感じております。今後もコロナウイルス感染症拡大の影響を考慮しつつも学童でできる児童の思い出を作れるように最大限努力してまいります。</p>
佐倉市	<p>収入は概ね計画通り。支出は水道光熱費の増額がありながらもその他のコスト削減の徹底により計画を下回る結果となっています。</p>

④業務実施状況確認

【単年度計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
ベビーサイン・赤ちゃんと一緒にママヨガ(児童センター)	乳児親子向けの事業のひとつであり、他施設等では有料で高額なため、喜んで体験される方が多くありました。
親子でふれあいママピクス、親子でエクササイズ(児童センター)	乳幼児が親子でふれあいながら楽しめるイベントを講師の方に依頼して行い、こちらも無料で本格的なものが体験できる為、好評でした。
小学生運動遊び教室(児童センター)	講師を地域のサッカースクールコーチに依頼して行いました。知名度もあるスクールの為、保護者に喜ばれ、子供達からは「楽しかった」「来年も参加したい！」と言う声が多くありました。
教えてタイム(救命救急・歯科・栄養)(児童センター)	子育てに悩む保護者の為に集団へのおはなしプラス個別相談という形で日々の子育ての悩みを解消できるように時間を設けております。
夏休みおたのしみ企画(児童センター)	夏の長い長期休み時には特別企画として5つの申し込み制のイベントとチャレンジタイムという日々の工作や遊びの提案をする時間を設けました。普段は放課後しか来られない小学生は積極的に参加していました。
学童保育所合同行事(学童保育所)	※コロナウイルス感染症拡大の影響の影響を受け中止
学童クッキング(学童保育所)	※コロナウイルス感染症拡大の影響の影響を受け中止
絵本・紙芝居の読み聞かせ(学童保育所)	夏季の読み聞かせは感染拡大があり、できませんでしたが、ボランティアさんに依頼し、読み聞かせをしていただきました。絵本や紙芝居等普段あまり本を読まない子ども達も集中してお話の世界に入り込んでいる様子が伺えました。

【中・長期計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
すくすく広場(児童センター)	0歳の保護者の方たちの悩みを聞いたり、同年代の乳児をもつ親の交流を通して、児童センターがコミュニティ広場となり、親子での交流を行っております。また、児童センターで知り合った親子同士で、また一緒に来ることも多くなり情報交換の場になっておりました。

ちびっこ広場(児童センター)	1歳から未就学児童の親子の交流を目的に企画、活動しており、0歳のすくすく広場からの知り合いと一緒に来て、遊んで帰ったり、家では出来ないトランポリン等楽しんでおります。幼稚園のプレ保育を利用する幼児が多くなっており、ちびっこ広場への参加としては減っております。
けん玉教室・一輪車教室(児童センター)	ボランティアさんとの関わりの中で昔遊びの楽しさや世代交流を楽しんでおこなってました。また一輪車教室では小学生の体力増進活動もねらいに行いながらも、プロの講師の方に来ていただき、初心者でもわかりやすく、その後来館し、個人で練習している児童も多くなりました。
ワンパクまつりに向けた学童参加(学童保育所)	※コロナウイルス感染症拡大の影響の影響を受け中止
お迎え時のお茶会(学童保育所)	※コロナウイルス感染症拡大の影響の影響を受け中止
みんなで遊ぼう(学童保育所)	学童の異年齢保育の良さを生かし、学童でしか出来ない集団遊びを通して、遊びの中で仲間、友だちを作り、学童生活の場がより楽しくなることを目的に行ったことで、いつも遊びに自分から入れない子どもと一緒に遊ぶことができ、自由時間でも遊ぶ姿が見られるようになってきました。
避難訓練(学童保育所)	火災・地震・不審者対応の避難訓練を実施いたしました。各2回ずつとし、1回目は学習・2回目が実践を分ける事で子ども達の危機管理も身につけられるようにしております。

意見記述欄

指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・児童センターではコロナ感染拡大防止のため、制限を掛けた運営を行っておりましたが、制限のある中でも利用者にも人気のあるチャレンジタイムを普段から出来るようにしたり、すくすく広場等も予約していただいた中で少人数ではありますが、利用者にとって大切なコミュニティの場であり、同世代の利用者の方々のためになるすくすく広場、ちびっこ広場も利用者に合わせて活動ができるよう毎月のインストラクター会議にて話し合い対応しております。コロナ禍で交流が難しいところではございましたが、少しでも児童センターがそういう場にあることで喜んでいただきました。 ・コロナ禍でも運動教室やキッズビクス等感染症対策を行いながらも講師にお願いし、本格的な活動にすることで利用者の方に喜んでいただき、その後の利用にも繋がっております。 ・児童センターの大イベントであるワンパクまつりも感染防止のためにも非常に残念で、ボランティアの方々からおしまれながら中止になっております。次年度以降感染状況を確認しながらできるか判断いたします。
佐倉市	様々な制限がある中での事業実施、また、残念ながら中止を決断しなければいけない事業もありとても大変だったと思われれます。収束が見えない新型コロナの感染状況ではありますが、一人でも多くの利用者が楽しむことができる事業、イベントが今後も開催できるよう対応を検討していただければと思います。

⑤利用者満足度調査報告

実施方法等	利用者・保護者へのアンケート実施
回答数等	251名
実施結果	重大な問題等は見られなかったが、今回いただいたご意見を真摯に受け止め、より良い運営の為に尽力していく。

	回答者の意見等	対応策等
児童センター	ぶらんこがほしい。	ブランコは北志津児童センターにはありませんが、利用者が安全に遊べる遊具を設置できるようにして参ります。
児童センター	おそうじをしていない。電球のかさ、あみど、棚やピアノの上がほこりだらけ	北志津児童センター内の清掃に関しては、職員のみでなく、清掃業者の方にもご協力いただいております。日々、清潔な施設で利用者の皆様が利用出来るよう、今回のご意見を共有し、現場でも必要な清掃作業は行っているが、日々清掃確認を行います。
児童センター	・図書室情報として新着図書情報のみ。広報にもあまり掲載がない。 ・このようなコミュニティがあることは、たまたま本返却する時に知りました。孤独感が生まれる育児の情報は、市民に触れられる機会がもっとあったらよいと思います。	現状としましてはコロナウイルス感染症感染拡大防止という観点から制限をかけた運営が続いており、人数制限もあることから、広報には依頼を控えている現状がございます。今後、制限が緩和されてきた際には、より幅広く皆様に利用していただけるよう、情報発信を積極的に行うようにしてまいります。
児童センター	できれば佐倉市のLINEとかでイベント(工作とかの)お知らせあるといいな…。	現在はおたよりやホームページでの発信を主にしておりますが、今後佐倉市のLINEでもイベントのお知らせ等掲載できるようであれば、コロナウイルス感染症感染状況も十分に注意しながら、積極的に発信させていただきます。
児童センター	図書室の拡充、拡大をおねがいします。	図書室をご利用の方には、ご不便をお掛けいたしました大変申し訳ございません。地域の学童利用児童の増加により、従前の学童保育所のみで対応する事が困難になり、子供たちの安全を守る為と待機児童の解消の為やむを得ず、北志津児童センターの学童室と図書室の配置替えを行いました。図書室のスペースは狭くなっておりますが、どの利用者の方にも気持ちよく図書室を利用していただけよう利用者が感染しない対策を行いながら、窓対応、実際に本を観て借りていただけるスペース作りをしてまいります。
児童センター	金曜日以外もあかちゃんのおもちゃをもう少し出していただけるとうれしいです。	現在すくすくタイム時にあかちゃんのおもちゃを出させていただいております。お声がけいただけたら、お貸しする事が可能です。利用者が利用しやすくわかるように掲示し、いつでも貸し出せるようにしていきます。
児童センター	トイレの便座をあたたかいのにして欲しい。 和式トイレをなくして欲しい。	トイレの便座に関しては一部あたたかいものも用意してございます。和式トイレの件につきましては、志津コミュニティセンターとの共有部分にもなっている為、志津コミュニティセンターや佐倉市役所とも協議をしていくようにいたします。
学童保育所	遊んだ内容など前向きな話はしてくれますが、もめたり、嫌なことについてはあまり言わないかもしれません。しばらくたってから「実は・・・」という感じで報告されることがあり、すぐに対応できていないです。	その日の学童での様子をお伝えするよう努めておりますが、更に子どもたちの様子に注意をし、積極的に保護者の方に学童での様子のほか、怪我やお友達とのトラブルがあった際には、都度必ずお伝えするよういたします。

学童保育所	マスクを子供たちがきちんとつけておしゃべりが出来ているのかということ。子供たちが相手なので、感染対策がきちんと守られているか心配です。	子どもたちが元気に過ごせるよう、手洗い・消毒の声かけ、テーブルやおもちゃの消毒、換気等を行いながら感染症対策を行っております。また、マスクの着用については常時鼻の上まできちんと着用するよう声かけを行っておりますが、遊び等の中でマスクがずれてしまっていることも少なくありません。その際には、指導員からの注意や場合によってはマスクの紐をきつくしぼる等の対応をさせていただいております。お迎え時に保護者の方にもお伝えし、学童とご家庭で協力して感染症対策を行ってまいりたいと思っております。
学童保育所	指導員はPCR検査や予防接種を行っているか不安。	現在定期的な検査は行っておりませんが、日々の感染症予防対策を徹底して行っております。予防接種はほとんどの指導員が接種(2回)済みとなっております。引き続き感染症予防対策を行いながら保育を行ってまいります。
学童保育所	外遊びを復活させてほしい。	現状、下校時刻や児童センターの開館状況の兼ね合いの中、行うことが難しい状況となっております。長期休み等の自由遊びの時間を長く確保できる場合には、児童センターの受け入れでない時間を利用して外遊びを実施することを検討してまいります。今年度の夏は暑さもあり、外遊びを行うことが出来なかった為、気候等考えながら行うようにいたします。
学童保育所	児童センター外でも遊べると気分転換になってよいと思います。	子どもたちが安全に遊べる環境を整え、学童室に限らない(公園、グラウンド)遊びを検討してまいります。
学童保育所	トイレについて、子どもが1人で行くと思うが、不特定多数の方が出入りできる施設なので、防犯面で不安があります。何か対策は取れないのでしょうか。	学童利用に際して不安な思いをさせてしまい大変申し訳ございません。子どもたちがトイレを利用する際には、必ず指導員に声をかけてから行くよう指導しております。トイレから戻ってくるまでが長い場合には、指導員が様子を見に行くこともあります。また、学童指導員のほか、遊戯室のインストラクターや事務職員がおりますので、児童センター全体で見守りを行うことを心掛けてまいります。
学童保育所	もう少し生活内容が見えたら嬉しいです。	現在のブログでは、何か全体で活動を行った時の写真を主として紹介しております。これからは日常での学習やおやつ、自由遊び等の生活場面も多くお伝えしていくようにいたします。
学童保育所	必要事項はマチコミで連絡が来ると助かります。	現在マチコミについては、主に緊急を要する連絡のみを配信しております。今後も緊急連絡には、マチコミを用いて情報伝達をして参りますので、ご協力よろしく願います。
学童保育所	上級生からの意地悪な言葉や行動に気づけていません。	日々の保育の中で児童の言葉使いや言い方等には充分気を付けておりましたが、足りない面があったようですので、指導員全員が共通確認を持って対応してまいります。
学童保育所	学習時間中に漫画を読んでいる子へ、宿題が終わっているか確認して欲しいです。	学童では、学習の時間は毎日の生活の中でも大切な時間です。日々学習の時間中の確認と声掛けは都度児童に対して行っております。
学童保育所	集団生活の為どれだけ予防していても感染する可能性が無いわけではない為不安。	学童では、児童への手洗い・消毒は勿論の事ながら、玩具の消毒も日々徹底して行っております。
学童保育所	食事の際にパーテーションを置いてください。	現在おやつや昼食等の時には、感染防止の為に、同一方向を向いて黙食をするという対応をしております。

学童保育所	写真のデータ販売をしてほしい。	データ等に関しましては個人情報保護の観点から難しい物かと思いますが、今後の検討資料にさせていただきたいと思っております。
学童保育所	給食は1週間前等に注文できると嬉しいです。	現在給食に関しましては幼稚園給食さんをお願いしております。こちらからでも幼稚園給食さんと協議をした上で、今後検討させていただきたいと考えております。
学童保育所	土曜保育時に車がセンターの前にとまっている事が多いです。	土曜保育時の駐車場については、原則駐車場に止めるようお願いしております。これからもセンター入り口前に車が止まることの無いように啓発してまいります。
学童保育所	仕方ない事と理解していますが、マスクは苦しいだろうと思う。外遊びなど身体を動かす時間が少ないか心配です。	外遊びの時は、苦しくなったら離れた場所でマスクを下げて深呼吸するように伝えております。全員で外に出て遊ぶようにしていますが、学年により登所時間が違う為、学年ごとに出る時間を決めて雨以外は出来るだけ外に出ております。
学童保育所	外遊びでもソーシャルディスタンスを取るなど、友だちの触れ合いが少なくなっていることで子どもたちの精神面への影響が出るのではないかと心配。	外遊びについても、だいが遊べる遊具が増えておりますので楽しく過ごせていると思っております。
学童保育所	何でも過敏に対応しているのは分かるが、子どもたちの遊びの制限されているのがかわいそう。大人は制限を色々解除されつつあるのに、子どもだけは変わっていかないのは不公平だと感じる。	感染拡大防止の為、市や学校の基本方針を参考に活動しておりますが、遊びについてはだいが緩和されてきております。コロナ感染が終息を迎えられるまでご理解いただきたいと思います。
学童保育所	普段とは違う他校の友だちと交流できるので個人的には良い機会だと思っております。	合同保育につきましても感染拡大防止の為に、学習、お弁当、おやつ等には、密に考慮した上で各学童をまとめて座席を決めて保育しております。今後とも感染防止に気を付けてまいります。
学童保育所	土曜日でも19:00までお願いしたいです。(仕事は土曜日と同じ時間なので)	佐倉市で閉園時間が決まっておりますがご不便をおかけしますが、児童や保護者の立場に立って検討してまいります。
学童保育所	学童保育で体育館の利用、校庭でリレーをやってほしい。	体育館の利用については、学校との調整が必要と思っております。リレーについては、遊びについて緩和されてきましたので、ソーシャルディスタンスに充分気をつけて出来るよう進めてまいります。
学童保育所	学習時間の確保。どの程度子どもが取り組んでいるのか、周囲の子どもたちの様子(学習時間の雰囲気)を知りたい。	学習時間は45分間と決めて毎日行っております。お子さんによって学習する内容は様々ですが、静かに学習を出来ていると思っております。お迎えの時など、当日の様子をお知らせしておりますが、ご質問等がありましたらお声かけいただくと伝えることが出来ます。また、個人面談などをご利用いただける方法もございますのでご検討ください。
学童保育所	遠足をやってほしい。散歩して南公園で遊ぶ事をしてほしい。ドッチビーをしたいそうです。	遠足、南公園の外出など、今後の課題として検討させていただきます。児童の安全の確保を第一と考えております
学童保育所	コロナ前のようなイベントを少しでも復活を希望します。	コロナ禍の為合同行事は難しいのが現状ですが、次年度より人数を制限しながらの合同行事を考えております。外遊びについても以前よりは緩和してきておりますので、長いバトンによるリレー、正月の伝統行事など、密にならないように工夫しながら行事を行っております。今後も感染防止を最優先にした遊びを考えながら楽しい学童生活を過ごせるようにしてまいります。

学童保育所	学校がお休みでも学童は対応して欲しい。台風や停電などの急な休みは困る。個人面談、保護者会は必要をあまり感じない。	佐倉市の基本方針に基づき開所等を決定しております。振替休日などは学童を開所しております
学童保育所	厳しいのが嫌だと聞こえることもありますが、時としては必要な場面もあると思います。ずっと厳しくしているのではなくメリハリがあると普段の先生方の様子や私の子どもの様子を見ていて伝わってきております。今後ともよろしく願います。	指導員として安全に過ごせる学童に努める為に危険だと判断したとき等には厳しく伝えることがございます。子どもが納得するまで話し方に気をつけ、トラブル等を解決する道に努めておりますが、気になることがございましたら指導員に申し出ただけると幸いです。
学童保育所	テレビの位置が高すぎて、皆が見上げています。目にはよくないのでは。	テレビの位置は固定されている為、見上げて見ないよう机を下げての対応をしています。
学童保育所	11月の学校の停電で学童が休所になった対応が残念だった。前日の夜に連絡が来ても急に仕事を休めないし、連絡のメールがまぎらわしかった。他の学童に振り分けるなどの対応をしてほしかった。	学童の休所は、佐倉市の協議の結果から休所になりました。市からの連絡等につきましても夕刻であった為にマチコミにて送信させていただきました。また、子どもの安全を考え振り分け等は難しい状況でした。
学童保育所	お友達とトラブルがあると行きたくないと言っています。	児童が安心して学童に登所し、子ども達同士が楽しく過ごせるように指導員が子ども達に関する情報を共有して、子ども達の行動にしっかりと目を配りながら行事や遊びを行ってまいります。
学童保育所	コロナ禍ではありますが、遠足をやってほしい。楽しみにしている。長期休暇中に遠足やちょっと遠い公園へのお出かけに行けたら喜ぶだろうな。	遠足は今後の課題として前向きに検討させていただきます。子ども達の安心・安全を第一に考えでおります
学童保育所	同じ学年の子が少なく、同性の子が少ないようで嫌がり始めている。	他学年と交流出来るのも学童の強みであると考えています。高学年になるにつれて同学年・同性の子が少ないのが現状です。学童にいる間は、どの子ども達も楽しい時間が過ごせるよう、指導員一同日々の保育の中で工夫してまいります。
学童保育所	長期休暇のみ依頼しやすくしてほしい。	現状、どの月から入所なさる場合も同じ手続きをして頂くことになっております。例年長期休暇中のみの利用についてのご希望がある事は把握しておりますが、大事なお子様をお預かりするにあたり、途中入所の場合でも面談と書類の提出をお願いしております。待機児童が出ないよう学童保育所の新設も行いましたので、お手数をお掛けいたしますがご理解・ご協力の程よろしく願います。
学童保育所	集金を現金ではなく、引き落とし等にしてもらいたい。	利用料金集金方法に関しましては、現在手渡しでの集金を行っております。手渡しすることにより、保護者様と指導員間のコミュニケーションをとるタイミングとして利用させていただいております。また、保護者様に1ヶ月に一度は学童に来ていただき、児童の様子をお伝えする機会とさせていただくという経緯がございます。なお、いただいたご意見については検討させていただきます。

学童保育所	お迎えに行くと熱気ムンムンの時があり、もう少し換気してほしいと思う事がある。	気温が低くなり空調を付けていることが原因でしたので、今まで以上に換気を徹底してまいります。
学童保育所	保護者の負担にならなければシーズン毎のクリスマス会、ハロウィンパーティー等で保護者も参加する機会が欲しいと思いますが、今は難しいと思うので落ち着いたらで・・・	今後の課題の一つとして検討させていただきます。子ども達の安心・安全を第一に考えておりますので、引き続き皆様のご理解・ご協力の程よろしくお願いたします。
学童保育所	最近の金曜日はタブレット宿題も出ているので、もし可能であればネット環境を整えていただけたら幸いです。自宅に持ち帰ると充電切れになってしまうことがあります。	現在、佐倉市内の学童保育所でWi-Fiの導入は行なっておりませんので、今後は市役所と協議しながら検討してまいります。
学童保育所	最近あまり学童での様子を聞くことがなくなっている。お迎えの時もさよならで終わってしまっている。	保護者様が安心してお子様を預けていただけるよう、日々の様子をお伝えしながらコミュニケーションをとっていかれたらと思います。学童で楽しくできたことだけでなく、お友だち同士のことについてもお話するようにいたします。
学童保育所	遠足や合宿などやってほしいです。お泊り会や夏祭り、クリスマス会等季節を感じられる行事等あれば。	今年度に関しましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、ほとんどの行事を中止させていただいておりました。今後に関しましては、感染症防止対策を徹底しながら、楽しんで行える行事を計画してまいります。
学童保育所	長期休暇中のお弁当の料金がもう少し安かったら、毎日利用したいです。	お弁当注文に関しましては、業者をお願いする形で提供させていただいております。今後も業者と協議しながらお弁当の提供を継続していきたいと考えております
学童保育所	優しい先生は子供たちから軽く見られてしまっていて、言うことを聞いていない。細かい先生は、いちいち子供に注意を強くしているように見える。	現状指導員によって指導の仕方が違ってしまっていますが、会議等で指導方法を共有し・統一しながら、児童にきちんと注意や指導ができるようにしてまいります。
学童保育所	天気が良ければ外遊びを増やしてほしい。	現状、天候が良ければ玄関前での外遊びを行っております。また、長期休みには天候や気温等から児童が体調を崩さない範囲であると判断できた際には南公園での外遊びも行っております。南公園までの移動・距離等、難しい面がありますが、今後も子ども達の様子を見て行うようにいたします

意見記述欄

指定管理者	<p>前年度同様、いただいた数々のご意見につきましては改善出来るものは迅速に改善してまいります。</p> <p>また、コロナウイルス感染予防策の徹底は大前提とし、遊びや行事の提供についてもいただいた意見を踏まえながら、対応できるよう検討してまいります。</p> <p>また感染予防だけでなく、子ども第一に考えてできる行事や遊びを検討してまいります。また利用者との情報の共有をもっとできるツールの検討、やり方の検討をして安心して利用していただける施設を目指します。</p>
佐倉市	<p>利用者の意見に対して、真摯に受け止め速やかに改善、対応が行われていると思います。</p> <p>ニーズも多様化しており、内容も複雑化しているため対応に苦慮されることもあるとは思いますが、引き続き利用者の満足度の高い施設運営を継続していただければと思います。</p>

⑥総合評価

【令和3年度】
意見記述欄

<p>指定管理者</p>	<p>今年度も新型コロナウイルス感染症拡大の影響の影響を受けながらの運営ということで児童センター及び学童保育所ともにコロナウイルス感染症拡大防止により制限をかけての運営になりました。なかなか利用できない状況も考えられ、マチコミやHP等を活用し、タイムリーに情報の発信ができるようにしてまいりました。</p> <p>施設内消毒を徹底したり、健康チェックも職員・利用者共に徹底し、安心・安全を第一に取り組んでまいりました。なかなか感染が落ち着かない中でも入館制限中でも利用者が安心して利用できるという声をいただくこともでき、制限の中でも相談業務、新たな遊びを提案し、利用者に寄り添う運営をしてまいりました。</p> <p>今後も新型コロナウイルス感染症拡大防止策を徹底した上で、近隣及び世間のニーズに注目しつつ、現状の利用者のニーズを理解した運営に取り組んでまいります。</p> <p>・学童保育所が増えたことにより、待機児童も出さずに運営はできております。ただ、少なからず学童児童も感染してなかなか思うような保育ができていないこともあり、密を避けられるような遊びの提案を行いながらもその時の児童にあった保育や保護者の考えに共感しながら運営していくためにも調査をしながら保護者との会話にヒントを見出し、安心して安全に遊び、児童が心から落ち着いて過ごせる場所を提供することを目標にしております。</p> <p>目標達成の為、支援員のスキルアップは欠かせず研修に参加し、今後も保育の質を高めていけるようにしてまいります。また、各学童保育所に関しても北志津児童センター同様、コロナウイルス感染症拡大防止策を徹底し、子ども達が安心して通える学童を目指してまいります。</p>
<p>佐倉市</p>	<p>・昨年に続き、新型コロナの感染拡大の影響を大きく受けての運営であり大変苦慮されたと思います。そのような中でも感染対策を万全に取ったうえで利用者の満足度の高い施設運営、事業実施ができたことは素晴らしいと思います。特に保護者との面談実施等の保護者とのコミュニケーションを大切にしていることがよくわかりました。今後も大変な状況が続くとは思いますが、保護者、子どもたちだけでなく全ての利用者が安心安全に利用できる施設運営を目指し努力を継続していただければと思います。</p>

別記様式2

年度モニタリング〔第三者(利用団体等)評価〕(令和3年度)

施設名称	北志津児童センター
評価者・団体	運営委員会

業務点検シート

評価	説明
S (優良)	適格に実施され、特に優れた成果が認められる。
A (適格)	適格に実施されている。
B (概ね適格)	適格に実施されているが、改善の余地がある。
C (要改善)	適格に実施されておらず、ただちに改善する必要がある。
- (該当なし)	該当する事例がない。または、評価することができない。

I 業務に関する基準		
1 基本事項		
開所(館)時間	開所(館)時間が厳守され、速やかに業務が開始されているか。	A
管理範囲	管理範囲が厳守され、利用者を妨げることはないか。	A
利用制限	正当な理由なく利用者の利用を制限していないか。	A
2 維持管理業務に関する基準		
清掃	屋内・屋外ともに美観が維持されているか。	A
	清掃は利用者の妨げにならない時間帯に行っているか。	A
環境衛生	快適に利用できる環境となっているか。	A
景観維持	屋外の景観が維持されているか。	A
備品管理	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。	A
	不足している物品はないか。	A
修繕	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。	A

安全点検	施設内・施設外に危険箇所はないか。	A
3 施設運營業務に関する基準		
利用手続	使用許可や利用料金徴収の手続きは適正に行われ、迅速かつ円滑か。	A
利用料金徴収	利用料金の額、支払方法、減免基準等について、周知は十分か。	A
広報活動	利用者への掲示物・案内等はわかりやすく用意されているか。	A
	各種広報活動により利用者への周知が図られているか。	A
	Webサイトは利用しやすく、適宜更新されているか。	A
意見等受付	意見・要望・苦情等の受付手段及び機会は適切か。	A
	受け付けた意見・要望・苦情等を記録し、改善に努めているか。	A
相談業務	相談事業の利用方法について周知は十分か。	A
企画事業	企画事業の内容、実施回数、参加費の額は適切か。	A
II 運営体制・組織に関する基準		
1 実施体制に関する基準		
人員配置	業務主任担当者及びスタッフの人員配置は適切か。	A
接遇	職員(スタッフ)は名札及び清潔な服装を着用しているか。	A
	職員(スタッフ)のあいさつが徹底され、親切・丁寧な対応がなされているか。	A
2 運営協力体制に関する基準		
協力体制	関係機関、団体、住民等と十分な連携が図られているか。	A

総合評価

・コロナ等感染症がなくなるとは思えませんので、今後はどう感染症対策をしていかに利用者の方々が安心して利用できる施設にしていくのかが大きな課題になってくると思います。
・児童センター及び学童としての役割は大変大きなものだと思います。制限はしょうがないですが、これからもその中でなにができるのか模索し、実施できることを頑張ってください。
・子ども達の健全な育成を常に心がけ、地域との連携をとりながら未来のある子ども達を社会全体で見守っていく指導的役割を担っています。今後の益々のご尽力をお願いいたします。

指定期間中間モニタリング(令和3年度)

施設名称	北志津児童センター 北志津児童センター学童保育所外7学童保育所
施設概要	<p>【児童センター】 所在地: 〒285-0855 千葉県佐倉市井野794-1 施設構造: 鉄骨鉄筋コンクリート造、地上2階建 敷地面積: 20,236㎡ 延床面積: 2,577㎡(センター部分609㎡) 建築年月: 昭和62年12月 施設内容: 1階: 事務室、児童室、図書室、遊戯室 附帯設備: 駐車場(102台収容)</p> <p>【北志津児童センター学童保育所】 名称 佐倉市立北志津児童センター学童保育所 所在地 〒285-0038 佐倉市井野794番地1(北志津児童センター内) 施設構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、地上2階建 敷地面積 20,236㎡(志津コミュニティセンター) 延床面積 609㎡(学童保育部分97㎡) 建築年月 昭和62年9月 開設年月 昭和63年3月 施設内容 学童保育室(1部屋) 基盤設備 電気: 東京電力、水道: 佐倉市水道事業、下水: 佐倉市下水道 ガス: 都市ガス、電話: NTT東日本、その他: ケーブルテレビ 定員 65名 対象学年 1年生～6年生</p>
施設概要	<p>【井野学童保育所】 名称 佐倉市立井野学童保育所 所在地 〒285-0850 佐倉市立西ユーカリが丘3丁目1番6号 (単独施設、井野小学校敷地内) 施設構造 鉄骨造 地上1階建 敷地面積 33,604㎡ 延床面積 120㎡ 建築年月 平成15年3月 開設年月 平成15年4月 施設内容 学童保育室(1部屋) 基盤設備 電気: 東京電力、水道: 佐倉市水道事業、下水: 佐倉市下水道 ガス: 都市ガス、電話: NTT東日本、その他: ケーブルテレビ 定員 50名 対象学年 1年生～3年生</p> <p>【小竹学童保育所】 名称 佐倉市立小竹学童保育所 所在地 〒285-0858 佐倉市立ユーカリが丘5丁目5番1号(小竹小学校内) 施設構造 鉄筋コンクリート造、地上4階建 敷地面積 20,701㎡ 延床面積 6,227㎡(学童保育部分186㎡) 建築年月 昭和58年3月 開設年月 平成18年12月 施設内容 学童保育室(2部屋) 基盤設備 電気: 東京電力、水道: 佐倉市水道事業、下水: 佐倉市下水道 ガス: 都市ガス、電話: NTT東日本、その他: ケーブルテレビ 定員 60名 対象学年 1年生～6年生</p>

	<p>【志津学童保育所】 名 称 佐倉市立志津学童保育所 所 在 地 〒285-0854佐倉市上座1156番地2(志津小学校内) 施設構造 鉄筋コンクリート造、地上3階建 敷地面積 22,397㎡ 延床面積 1,331㎡(学童保育部分 131㎡) 建築年月 昭和49年12月 開設年月 平成27年4月1日(新設) 施設内容 学童保育室(1部屋) 基盤設備 電気:東京電力、水道:佐倉市水道事業、下水:佐倉市下水道、 ガス:液化天然ガス、電話:NTT東日本、その他:ケーブルテレビ 定 員 40名 対象学年 1年生～6年生</p>
施設概要	<p>【青菅学童保育所】 名 称 佐倉市立青菅学童保育所 所 在 地 〒285-0850佐倉市宮ノ台1丁目17番1号(青菅小学校内) 施設構造 鉄筋コンクリート造、地上3階建 敷地面積 27,003㎡ 延床面積 2,827㎡(学童保育部分 85㎡) 開設年月 平成27年4月1日(新設) 施設内容 学童保育室(1部屋) 基盤設備 電気:東京電力、水道:佐倉市水道事業、下水:佐倉市下水道、 ガス:液化天然ガス、電話:NTT東日本、その他:ケーブルテレビ 定 員 35名 対象学年 1年生～6年生</p>
	<p>【第二青菅学童保育所】 名 称 佐倉市立第二青菅学童保育所 所 在 地 〒285-0850佐倉市宮ノ台1丁目17番1号(青菅小学校内) 施設構造 鉄骨造、地上1階建 敷地面積 27,003㎡ 延床面積 2,827㎡(学童保育部分 329㎡) 開設年月 令和2年4月1日(新設) 施設内容 学童保育室(1部屋) 基盤設備 電気:東京電力、水道:佐倉市水道事業、下水:佐倉市下水道、 電話:NTT東日本、その他:ケーブルテレビ 定 員 50名 対象学年 1年生～6年生</p>
	<p>【第三青菅学童保育所】 名 称 佐倉市立第三青菅学童保育所 所 在 地 〒285-0850佐倉市宮ノ台1丁目17番1号(青菅小学校内) 施設構造 鉄骨造、地上1階建 敷地面積 27,003㎡ 延床面積 2,827㎡(学童保育部分 329㎡) 開設年月 令和2年4月1日(新設) 施設内容 学童保育室(1部屋) 基盤設備 電気:東京電力、水道:佐倉市水道事業、下水:佐倉市下水道、 電話:NTT東日本、その他:ケーブルテレビ 定 員 50名 対象学年 1年生～6年生</p>
	<p>【第二井野学童保育所】 名 称 佐倉市立第二井野学童保育所 所 在 地 〒285-0858佐倉市ユーカリが丘6-4-1(単独施設) 施設構造 鉄骨造、地上2階建 敷地面積 1320.09㎡ 延床面積 150㎡ 開設年月 令和2年5月1日(新設) 施設内容 学童保育室(1部屋) 基盤設備 電気、水道、下水、電話、テレビ回線等については施設賃貸借事業者の指定 による 定 員 40名 対象学年 1年生～6年生</p>

施設の設置目的	児童センターは、児童福祉法に規定された児童厚生施設であり、地域の児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置された施設である。 学童保育所は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、授業の終了した放課後及び長期休業その他学校休業日、土曜日等において、家庭に代わる生活の場を提供し、適切な遊びや指導を通して、児童の健全育成を図るとともに、子育てと仕事の両立を支援することを目的とする。
指定管理者	ワイエム総合サービス株式会社
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日
委託料	330,415,000円(令和3年度支払額 93,836,795円)
市所管課	佐倉市こども支援部こども保育課
評価対象期間	平成31年4月1日から令和4年3月31日

評価	説明
S (優良)	要求される水準を上回り、特に良い成果が認められる。
A (適格)	要求される水準を満たしている。
B (概ね適格)	要求される水準を満たしているが、一部問題点が認められる。
C (不適格)	要求される水準を下回り、問題点が認められる。
- (該当なし)	該当する事例がない。または、評価することができない。

1 項目別評価

(1) 公の施設の平等利用等に関する取り組み

項目	評価視点	評価	
		市	指定管理者
基本事項	関係法令等を理解し、遵守したか。	A	A
	必要な資格免許が取得されていたか。	A	A
平等利用	全体の事業内容に偏りはなかったか。	A	A
	特定の個人や団体が優遇されることはなかったか。	A	A
公共性	公の施設を運営するにふさわしい理念により運営していたか。	A	A
	現状分析・課題認識は適切であったか。	A	A
	公の施設の設置目的や市の施策を理解した事業内容であったか。	A	A
	管理運営における環境への配慮は十分であったか。	A	A
	利用者の要望や意見を把握し、的確に対応したか。	A	A

<p>具体的な取り組みの状況、実績</p> <p>【児童センター】 利用する子ども達に健全な遊びを与えると共に、地域の子育て支援を行い子どもの心身ともに健やかに成長させることを目的として、遊びの場、学びの場、親子のふれあいの場の提供に取り組んでいます。具体的な取り組みとして、ママの100円喫茶やママピクス、子育てコンシェルジュによる相談会など地域の子育て支援の場、一輪車教室、チャレンジ運動教室など遊びの場の提供を行っています。</p> <p>【学童保育所】 放課後の児童に対して家庭に代わる生活の場を提供し、放課後の適切な遊びを通して児童の健全育成を目指した運営を図っています。具体的な取り組みとして5学童合同行事の運動会やユーカリが丘探検を開催することで、子供同士のふれあいや異年齢間の関わりを学び、季節の情景を楽しみながら豊かな情操を養うことなどを実施いたしました。また、お迎え時のお茶会などでは、保護者とのコミュニケーションを深めながら子どもへの共通理解の場を提供いたしました。</p>
<p>評価の理由及び今後の課題(指定管理者)</p> <p>児童センターでは、来館する子どもや保護者の要望を取り入れ、近隣で人気の一輪車教室を開催し、時期や回数も要望をリサーチして取り入れました。招いた講師も現役選手であり最新の情報を提供できていることと、子供達に年の近い若手の選手の模範演技と指導などを組み入れることにより、子供達へ夢の実現の可能性を体験する場を提供できました。また、ママ喫茶ではボランティアさんの力をお借りし、若い母親たちにはほんのひと時の休息と、赤ちゃんお預かり時に交わされる世代交流の場を提供し喜ばれています。今後は小学生の利用を増加させる為に、寺子屋教室や行事を実施してまいります。</p> <p>学童保育所では8学童合同行事を行うことにより、子供達から楽しかった、と言う感想を多く寄せられ、記憶に残る行事ができたことと、保護者の参加も可能にしたことにより、学童での生活を見ていただくきっかけになりました。今後も子どもへの理解が保護者と共有できる場面を多く持ち、子供達の心と身体の記憶に残る質の高い保育を行ってまいります。ただコロナ禍により制限をかけたたり、学童の合同での交流は難しい状況で行えておりません。今後は状況を鑑みて対策を講じながら行ってまいります。</p>
<p>評価の理由及び今後の課題(市)</p> <p>・子ども、保護者の要望や意見を積極的に取り入れ、ニーズに沿った運営が行われていると思われまます。 ・新型コロナウイルスの感染拡大により行事、イベント等に制限が設けられている状況ではありますが、地域の交流の場として今後も運営を継続していただければと思います。</p>

(2) 公の施設の効用発揮、経費縮減に関する取り組み

項目	評価視点	評価	
		市	指定管理者
効用発揮	施設の特徴を活かし、施設の価値を高めることができたか。	A	A
	サービスの質の向上のための取り組みは効果的であったか。	A	A
	利用拡大の方策は効果的であったか。	A	A
	施設の情報発信は工夫されていたか。	A	A
	収支計画にのっとり、安定して経営できたか。	A	A
経費縮減	運営の効率化が効果的になされたか。	A	A
	予定外の収入減・経費増への対応は的確であったか。	A	A

<p>具体的な取り組みの状況、実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者として管理後にHPをリニューアルして更に見やすくし、また、ブログを掲載することで日頃子供達の様子を見る機会がない保護者に情報提供をし、安心して預けることができる学童保育所として取り組んでまいりました。またマチコミアプリを活用し、保護者への情報発信について迅速にできるようにしてまいりました。 ・学童指導員に対して外部研修(接客マナー研修、指導員研修)や、内部研修(救命講習、学童保育見学研修)を実施し、保育の質の向上に努めました。 ・北志津児童センターについては、配置基準に基づき適正な人員配置を行うと共に社員を配置することで入館状況に応じた効率的な運営に努めました。また入館制限を予約制で行い、制限のある中ではございますが、寄り添った相談ができております。
<p>評価の理由及び今後の課題(指定管理者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童センターでは、毎月「わんぱくだより」という広報誌を発行する他、月2回HPの更新を行っております。また、単発行事などの告知はチラシを配布し集客に努めた結果、利用数が伸びてきていると思われまます。 ・学童指導員として、インストラクターとして、資質の向上の為、内部、外部の研修を行いました。また、毎月の会議では、学童内だけでなくエリア全体の会議も行き、児童センターと8学童が相互に共通理解を図りあいました。 ・配置基準に基づいた適正人員の中、社員を配置することにより、入館者数に応じた人員配置が行えた上、社員一人ひとりが地域と密着した関係が結べており、社会福祉協議会や高齢者クラブ等ボランティア団体、地域の方々のご協力のもと、将棋教室等行っております。
<p>評価の理由及び今後の課題(市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HP、ブログ等を活用した積極的な情報発信により、利用者が安心して施設を利用できるようになっていると思われまます。内外の研修も積極的に行っていることも施設の安心利用に繋がる取組みであるため、今後も継続していただきたいと思ひます。 ・入館者数に応じた人員配置を行う等、経費縮減に向けた効率的な運営を行うことができていると思われまます。

(3) 公の施設の管理運営の安定性に関する取り組み

項目	評価視点	評価	
		市	指定管理者
物的能力	団体の経営が安定していて、施設管理を継続的・安定的に行うことができたか。	A	A
	施設の維持管理、備品の管理は適切に行われたか。	A	A
	安全管理・危機管理への取り組みは適当であったか。	A	A
	個人情報の保護、情報公開に対し十分配慮し、必要な措置を講じたか。	A	A
	第三者への委託や運営協力体制は適当であったか。	A	A
人的能力	団体本部との役割分担や責任体制は明確かつ適当であったか。	A	A
	適切な人員配置・勤務体制がとられていたか。	A	A
	人件費や労働条件の設定において、職員への配慮はなされていたか。	A	A
	職員の教育研修体制は適当であったか。	A	A

<p>具体的な取り組みの状況、実績</p> <p>佐倉市との協議を行いながらも、定期的な備品や設備点検を実施して、老朽化による修繕と更新をタイムリーに行い、安心・安全の施設作りに努めました。また、警察や消防のご協力のもと、定期的な避難訓練を行い、危機管理に対する意識の向上も図りました。</p> <p>5学童の合同行事やワンパク祭り実施時には保護者や周辺地域のボランティア団体と連携して実施いたしました。</p>
--

<p>評価の理由及び今後の課題(指定管理者)</p> <p>ユーカリが丘本部により警備グループによる定期巡回や、清掃グループによる清掃応援を行い、施設の価値の向上に努めました。また、大型行事を実施する際には、ユーカリが丘本部各部から応援人員を出して対応しました。危機管理マニュアルを整備し、有事の際には迅速に対応できるように、様々な場面を想定した避難訓練を月に1回実施いたしました。</p> <p>地域の防災訓練にも参加し、山万グループとして災害対策本部を立ち上げており、その中に児童センターや学童保育所も入り、有事の際にはグループとして動ける準備もしております。</p>
<p>評価の理由及び今後の課題(市)</p> <p>・定期的な設備点検及び早急な修繕対応等により、安心して利用できる施設づくりが行えていると思われま。</p> <p>・団体本部のネットワークの活用及び各グループとの協力により、安全管理・危機管理に対しても万全な準備ができていると思われま。</p>

(4) 公の施設の設置目的の達成に関する取り組み

項目	評価視点	評価	
		市	指定管理者
事業内容	【児童センター】 児童の成長過程に合わせた多様な事業内容が提案されているか。	A	A
配慮を要する児童への対応	【学童保育所】 配慮を要する児童(障害を有する児童等)への対応方針が適当であるか。(職員配置、研修体制等)	A	A
保育環境の向上	【学童保育所】 学童保育所の保育内容を向上させ、保護者との信頼関係を構築する提案がされているか。	A	A
<p>具体的な取り組みの状況、実績</p> <p>・乳幼児親子に対しては、すくすく広場や、ちびっ子広場を通して子育ての悩み相談や、子どもの成長に合わせた事業を実施しました。また、小学生に対しては、けん玉教室、一輪車教室、ダンス教室、を通じて、小学生の体力向上や健康増進に努めました。</p> <p>・配慮を要する児童に対しては、児童が穏やかに過ごせるように環境を整備すると共に、指導員を加配することで安全にお預かりできるように配慮いたしました。</p> <p>・保護者の方とのコミュニケーションを図り、子どもたちの日々の様子をお伝えできるように、保護者の方のお迎えのときにお茶会を実施いたしました。コロナ禍でできなくなってしまい、今年度は面談期間を設けて保護者のご意見を伺い、児童の様子をお伝えできる場面を作ることができました。</p>			
<p>評価の理由及び今後の課題(指定管理者)</p> <p>利用者の声を日々のふれ合いやアンケートの中から拾い、ニーズにあった事業を実施しました。また、学校で流行している遊びなどを考慮して一輪車教室やダンス教室などの日程調整を図りました。</p> <p>配慮を要する児童に対して、保護者との共通理解と加配はもちろんのこと、問題となっている児童がどのようにすれば過ごしやすくなるのか、限られたスペースの中で落ち着ける場所や時間の確保を極力いたしました。また保育のベテラン職員に現場に入ってもらい、その都度意見をもらいながら改善に努めました。今後の課題としては、各学童保育所の老朽化に伴う子どもの安全確保について、佐倉市とも協議しながら修繕してまいります。</p> <p>保護者とのコミュニケーションを深める為のお茶会を5学童で実施し、子どもへの支援を共通のものにし、保護者のニーズを伺ってまいります。8学童に増え、コロナ禍でできなかった保護者との交流を面談という形でできたことはよかったと感じ、今後も引き続きお迎え時だけでなく利用者の可能な時間を作り、行ってまいります。</p>			
<p>評価の理由及び今後の課題(市)</p> <p>児童センター、学童保育所共に児童の成長過程やニーズに沿った事業を実施することができていると思います。保護者とのコミュニケーションを深める場としてのお茶会を実施する等、独自に交流の場を設けることによって常にニーズを吸い上げようと努力をしている点は素晴らしいと思います。コロナ禍になってもお茶会に代わる面談期間を設けることで保護者との交流の機会を絶やさないようにしていることも評価すべき点だと思われま。</p>			

(5)その他の取り組み

項目	評価視点	評価	
		市	指定管理者
その他	障害者、高齢者の雇用や男女平等参画に対する配慮がなされたか。	A	A
	市民との協働による管理運営が行われたか。	A	A
	地域の活性化につながる取り組みがなされたか。	A	A
	地域雇用が行われたか。	A	A
	収益(剰余金)が有益に利用されたか。	A	A
具体的な取り組みの状況、実績			
<ul style="list-style-type: none"> ・児童センターインストラクターや学童指導員を地域で雇用し、地域雇用に努めました。また、指導員の3分の1が60歳以上です。 ・地域ボランティアや学校と連携して、行事を実施しました。 ・運営上得られた収益に対しては備品の修理や更新に充当しております。 			
評価の理由及び今後の課題(指定管理者)			
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の子どもたちを地域で守るため、地域雇用をいたしております。また、働く意欲のある定年後の方々を子どもの安全に関わらない限り、70歳を超えても雇用しております。 ・経年劣化している箇所などの安全管理を内製化しました。 			
評価の理由及び今後の課題(市)			
<ul style="list-style-type: none"> ・年齢に関係なく働く意欲のある地域の方を積極的に雇用されています。 ・地域や学校との連携による行事の実施についても今後も継続していただき、地域の活性化に努めていただければと思います。 			

2 総合評価及び今後の課題

<p>指定管理者</p>	<p>・児童センターにおいては、子ども達のための児童館として親しみを持っていただく為に入口付近には遊戯室内のすくすく広場・ちびっこ広場の活動で製作した物を織り交ぜた壁面や各学童児童が製作した壁面で月替わりの装飾を行っております。自分の作成したものを保護者に見せたいという思いから休日に親子で来館する姿も多く見られています。コロナ禍で制限のある開館になっておりますが、その中でも来館された方々には意味のある活動に参加いただけるよういろいろな活動の提案を行ってまいります。</p> <p>・図書室が狭くなりましたが、大人の方の利用も多く、多くの方々が閲覧している大人の書籍を置く棚も設置し、より利用者に満足いただけるよう狭い中でも工夫しております。本のランキング掲示等を通して周知し、制限のある中ではございますが、実際に入館していただき、本を見ていただいたりしながらも感染症予防を徹底してまいります。</p> <p>・学童保育所において、学童保護者とのコミュニケーションを深めるためにお迎え時にお茶やコーヒーを提供するスペースを設けておりましたが、コロナ禍になり、難しいため、面談期間を設けることでコミュニケーションを図り、子どもたちの成長を保護者と共有しております。それにより、保護者と普段のお迎え時ではなかなか話せない情報交換が可能になり、会話の機会が増え、通常のお迎え時の交流も良くなっています。</p> <p>・学童保育所において児童の日々の様子を注視している中で、子どもの様子や変化などについては、随時連絡を取り合い、小学校のクラス担任と相談し、小学校と共同指導ができるように連携を強化しております。今年度も各小学校の校長・教頭との共通事項を確認する時間を設け、その話合いの結果として共有・連携事項を作成し、緊急時にも各小学校と連携して早急な対応ができるようにしております。また児童の安全を図れるように登所してくる時間や登所予定を確認し、抜けがないように対応しております。</p>
<p>市</p>	<p>・保護者だけでなく、学校や地域との交流を深めることで幅広いニーズに対応が可能になっていると思われまます。</p> <p>・コロナ禍が続く中大変だとは思いますが、今後も可能な範囲での交流の場を絶やさず、誰もが安心安全に利用できる施設管理・運営を継続していただければと思います。</p>

指定管理者労働条件チェックリスト

点検実施年度 : 令和3年度

施設名 : 北志津児童センター

チェック項目		チェック結果
1 就業規則 (労働基準法(以下法)89・90・106条、労働基準法施行規則		(以下規則)6条)
(1)	常時使用する労働者が10人以上である場合、就業規則を作成し、労働者代表の意見を添付して、労働基準監督署に届け出ているか。また、変更した場合も同様か。	<input checked="" type="checkbox"/> 就業規則を作成し、届け出ている。 <input type="checkbox"/> 就業規則を作成しているが、届け出していない。 <input type="checkbox"/> 就業規則を作成していない。 <input type="checkbox"/> 常時使用する労働者が10人未満である。
(2)	短時間労働者について、正社員とは異なる労働条件である場合には、短時間労働者に適用する就業規則を作成し、労働者代表の意見書を添付して、労働基準監督署に届け出ているか。また、変更した場合も同様か。	<input checked="" type="checkbox"/> 就業規則を作成し、届け出ている。 <input type="checkbox"/> 就業規則を作成しているが、届け出していない。 <input type="checkbox"/> 就業規則を作成していない。 <input type="checkbox"/> 短時間労働者を雇用していない又は正社員と同条件である。 <input type="checkbox"/> 常時使用する労働者が10人未満である。
2 労働条件等の明示 (法15条)		
(1)	労働者を雇い入れる際、労働条件について、労働条件通知書、労働契約書、就業規則などの書面で明示しているか。[労基第15条] □明示すべき労働条件の内容 ①契約の期間、②就業の場所・従事する業務の内容、③労働史観に関する事項、④賃金の決定・計算・支払の方法、賃金の締切・支払の時期に関する事項⑤退職に関する事項	<input checked="" type="checkbox"/> 明示している。 <input type="checkbox"/> 明示していない。
(2)	短時間労働者を雇い入れる際、①昇給の有無、②退職手当の有無、③賞与の有無、④短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口について、書面の交付又はファクシミリ若しくは電子メールによる送信により当該短時間労働者に明示しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 明示している。 <input type="checkbox"/> 明示していない。 <input type="checkbox"/> 短時間労働者を雇用していない。
3 労働時間 (法32・34～36・39条等)		
(1)	所定労働時間は、週40時間以内、1日8時間以内としているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 所定労働時間は、法定労働時間内である。 <input type="checkbox"/> 変形労働時間制を採用している。 <input type="checkbox"/> 所定労働時間が法定労働時間を超えている。
(2)	変形労働時間制をとる場合(1か月以内の期間の労働時間を平均し、週40時間以内とする場合など)は、労使協定等によりその旨を定めているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 定めている。 <input type="checkbox"/> 定めていない。 <input type="checkbox"/> 変形労働時間制をとっていない。
(3)	次のような時間がある場合、労働時間として算定しているか。 ①交替制勤務における引継ぎ時間 ②業務報告書等の作成時間 ③仕事の打合せ、会議等の時間 ④参加が義務付けられている行事や研修等 ⑤出張先から次の出張先までの移動に必要な時間	<input checked="" type="checkbox"/> 算定している。 <input type="checkbox"/> 算定していない。
(4)	労働時間は、タイムカードや適正な自己申告などにに基づき、適正に把握しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 適正に把握している。 <input type="checkbox"/> 適正に把握していない。
(5)	休憩は、就業規則で定めた時間に、確実に取得させ、かつ適法であるか。	<input checked="" type="checkbox"/> 適法に取得させている。 <input type="checkbox"/> 適法に取得させていない。
(6)	休日は、毎週1回又は4週を通じて4回以上与えているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 与えている。 <input type="checkbox"/> 与えていない。
(7)	時間外労働・休日労働は、あらかじめ労働者代表と締結し、労働基準監督署に届け出た労使協定の範囲内で行わせているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 労使協定の範囲内で行わせている。 <input type="checkbox"/> 労使協定の範囲内で行わせていない。
(8)	(7)の労使協定(36協定)は、厚生労働省告示「時間外労働の限度に関する基準」の範囲内で締結しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 基準の範囲内で締結している。 <input type="checkbox"/> 基準の範囲内で締結していない。
(9)	短時間労働者を含むすべての労働者に労働基準法に定める年次有給休暇を与えているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 与えている。 <input type="checkbox"/> 与えていない。
4 賃金 (法24・37・最低賃金法4条等)		
(1)	賃金は通貨で、直接労働者に(同意に基づき金融機関への振込みも可)毎月1回以上、定期に全額(税金、社会保険料や賃金控除の労使協定に定めるものは控除可)を支払っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 支払っている。 <input type="checkbox"/> 支払っていない。
(2)	すべての労働時間について最低賃金額以上の時間給を支払っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 支払っている。 <input type="checkbox"/> 支払っていない。
(3)	法定労働時間を超える時間外労働、休日労働及び深夜労働をさせたときは、労働基準法上の割増賃金を支払っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 支払っている。 <input type="checkbox"/> 支払っていない。

チェック項目		チェック結果
5 法定帳簿（法107～109条等）		
(1)	事業場ごとに、各労働者について(日雇労働者を除く。)労働者名簿を作成し、記載すべき事項に漏れはないか。	<input checked="" type="checkbox"/> 労働者名簿を作成し、記載事項に漏れはない。 <input type="checkbox"/> 労働者名簿を作成しているが、記載事項に漏れがある。 <input type="checkbox"/> 労働者名簿を作成していない。
(2)	事業場ごとに、賃金台帳を作成し、記載すべき事項に漏れはないか。	<input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳を作成し、記載事項に漏れはない。 <input type="checkbox"/> 賃金台帳を作成しているが、記載事項に漏れがある。 <input type="checkbox"/> 賃金台帳を作成していない。
(3)	労働者名簿、賃金台帳及び雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類は3年間保存しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 保存している。 <input type="checkbox"/> 保存していない。
6 労働安全衛生（安全衛生法12・13・18・66条等）		
(1)	常時 50 人以上の労働者が使用される施設では、衛生管理者及び産業医を選任し、労働基準監督署に届け出た上で、必要な職務を行わせているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 選任、届出をし、必要な職務を行わせている。 <input type="checkbox"/> 選任、届出のいずれかを行っていない又は必要な職務を行わせていない。 <input type="checkbox"/> 常時使用する労働者が 50 人未満である。
(2)	常時 50 人以上の労働者が使用される施設では、衛生委員会を設け、月1回以上行っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 衛生委員会を設け、月1回以上行っている。 <input type="checkbox"/> 衛生委員会を設けていない又は月1回以上行っていない。 <input type="checkbox"/> 常時使用する労働者が 50 人未満である。
(3)	常時 10 人以上 50 人未満の労働者が使用される施設では、衛生推進者を選任し、必要な職務を行わせているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 衛生推進者を選任し、必要な職務を行わせている。 <input type="checkbox"/> 衛生推進者を選任していない又は必要な職務を行わせていない。 <input type="checkbox"/> 常時使用する労働者が 10 人未満であり、又は 50 人以上である。
(4)	雇入時及び作業内容変更時に、労働者に安全衛生教育を行っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 行っている。 <input type="checkbox"/> 行っていない。
(5)	雇入時及び1年以内ごとに1回、常時使用する労働者に対し、健康診断を行っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 行っている。 <input type="checkbox"/> 行っていない。
(6)	健康診断の結果について、健康診断個人票を作成して5年間保存しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 保存している。 <input type="checkbox"/> 保存していない。
(7)	健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者については、健康診断が行われた日から3か月以内に、医師等の意見を聴いているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 聴いている。 <input type="checkbox"/> 聴いていない。
(8)	健康診断の結果を労働者に通知しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 通知している。 <input type="checkbox"/> 通知していない。
(9)	常時 50 人以上の労働者が使用される施設では、定期健康診断を行ったときに、定期健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 提出している。 <input type="checkbox"/> 提出していない。 <input type="checkbox"/> 常時使用する労働者が 50 人未満である。
7 法令等の周知（法106条、労働安全衛生法101条等）		
(1)	労働基準法、労働安全衛生法等の要旨を、 ①常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること ②書面を労働者に交付すること ③磁気ディスク等に記録し、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること のいずれかにより、労働者に周知しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 周知している。 <input type="checkbox"/> 周知していない。
8 雇用保険・社会保険（雇用保険法4～6条、健康保険法3条等）		
(1)	雇用保険の加入義務がある労働者について、適切に加入手続を行っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 行っている。 <input type="checkbox"/> 行っていない。
(2)	健康保険、厚生年金保険の加入義務がある労働者について、適切に加入手続を行っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 行っている。 <input type="checkbox"/> 行っていない。